

II 誰もがしてはいけない寄附（政治資金規正法・公職選挙法）

- 公職の候補者等個人への政治活動に関する金銭等による寄附は、原則として禁止されています。寄附できるのは、物品等に限られています（政党がする寄附については制限がありません）。ただし、選挙運動に関するものに限り、公職の候補者等へ金銭等による寄附もできます。また、物品等による寄附であっても、年間の総枠制限・個別制限の範囲内に限られます。なお、会社・労働組合その他の団体等が政党以外へ寄附することは一切禁止されます（規正法 21 条、同法 21 条の 2、同法 21 条の 3、同法 22 条）。
- 他人名義又は匿名による寄附は原則としてできません（規正法 22 条の 6）。
- 選挙運動に関して飲食物を提供することは、いかなる名義でも原則として禁止されます（公選法 139 条）。

III 会社・労働組合等の寄附の制限（政治資金規正法・公職選挙法）

- 会社・労働組合・その他の団体（政治団体を除く。）は、政党（支部）・政治資金団体以外への「政治活動に関する寄附」（選挙運動を含む。）が禁止されています（規正法 21 条）。
- 国又は地方公共団体から、補助金・助成金・交付金・負担金・利子補給金その他の給付金の交付若しくは資本金等の出資を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることができません（規正法 22 条の 3①～④）。
- 国又は地方公共団体と請負等の契約の当事者及び利子補給金等の融資を受けている会社その他の法人は、当該選挙に関して寄附ができません（公選法 199 条）。
- 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、政治活動に関する寄附はできません（規正法 22 条の 4①）。
- 外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けることはできません。ただし、日本法人で、発行する株式が金融商品取引所において 5 年以上継続して上場されているものを除きます（規正法 22 条の 5）。

IV 公職の候補者等がする寄附の制限（公職選挙法）

- 公職の候補者等は、政党その他の政治団体若しくはその支部への寄附、親族（血族 6 親等内、配偶者及び姻族 3 親等内）への寄附及び政治教育集会の実費補償を除き、自身の選挙区内にある者に対して、いかなる名義であっても寄附が禁止されています（公選法 199 条の 2）。
※ 政治教育集会であっても、当該選挙区外で行われるものや一定期間（任期満了前の 90 日間等）に行われるものの実費補償及び饗応接待（食事の提供を含む。）となるものは禁止されます。
- 何人も、公職の候補者等の選挙区内にある者へ「公職の候補者等名義」の寄附をすることはできません（公選法 199 条の 2②）。
- 公職の候補者等が役員及び構成員等である会社その他の団体（政治団体を含む。）は、当該選挙区内にある者に対し公職の候補者等の氏名を表示又は類推される方法で寄附ができません（公選法 199 条の 3）。
- 公職の候補者等の氏名を冠した会社その他の団体は、当該選挙に関し選挙区内にある者（政党その他の政治団体・当該公職の候補者等除く。）に対して寄附することはできません（公選法 199 条の 4）。
- 公職の候補者等は、自分の後援団体（資金管理団体を除く。）へは一定期間（任期満了前の 90 日間等）は寄附することができません（公選法 199 条の 5③）。

V 後援団体がする寄附の制限（公職選挙法）

公職の候補者等の後援団体は、選挙区内にあるものに対して寄附することは原則として禁止されています。ただし、当該団体が後援する公職の候補者等、政党その他の政治団体への寄附はできます。また、後援団体の設立目的による行事又は事業に関する寄附も可能です（一定期間（任期満了前の 90 日間等）を除く。）。※ 花輪・供花・香典・祝儀等の類は、禁止（公選法 199 条の 5①）
何人も、後援団体の総会その他の集会等において、一定期間（任期満了前の 90 日間等）、選挙区内にある者に対して、金銭若しくは物品等を提供することはできません（公選法 199 条の 5②）。

VI その他の制限（政治資金規正法・公職選挙法）

- 政治団体として届出をする前に、政治活動のために寄附を受けたり支出することはできません（規正法 8 条）。
- 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんに係る威迫的行為や寄附をしようとする者の意思に反するチェック・オフは禁止されています（規正法 22 条の 7）。
- 公務員がその地位を利用して政治活動に関する寄附へ関与することは禁止されています（規正法 22 条の 9）。
- 出納責任者は、その選任の届出前に選挙運動に関する寄附の受領や支出をすることは禁止されています（公選法 184 条）。



政治資金規正法及び公職選挙法における

寄 附 の 制 限

東京都選挙管理委員会

政治資金規正法で、「寄附」とは「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定義（規正法 4 条③）し、公職選挙法ではこれに「約束」も含めて定義（公選法 179 条②）しています。

法人その他の団体（政治団体を除く。）が負担する「党費又は会費」は寄附となります（規正法 5 条②）。

I 寄附の総枠制限と個別制限（政治資金規正法）

寄附には、総枠制限と個別制限があり、内容は次のとおりです。この限度額には金銭等（現金及び有価証券）以外の物品等の寄附（事務所及び労務等の無償提供、自動車等の無償貸出）も算入されます。

寄附者	個人 (公職の候補者等を含む。)	会社・労働組合 その他の団体等	政治団体			
			政党	政治資金団体	政党・政治資金団体 以外の政治団体	
			総枠 個別制限	総枠 個別制限	総枠制限 総金額の 限度額	個別制限 同一者への 限度額
政治 党 (政党支部を含む。)	年間 2,000万円 以内	制限なし	資本金・ 組合員の数 等に応じて 年間 750万円 ～1億円 以内	制限なし	制限なし	制限なし
	政治資金団体 (政党が指定)					
団 体	年間 1,000万円 以内	年間 150万円 以内★	禁 止	禁 止	制限なし	年間 5,000万円 以内
	上記以外の 政治団体	年間 150万円 以内				
公職の候補者等		年間 150万円 以内※			制限なし※	

- 注) 1 ★印については、公職の候補者等自身が指定した資金管理団体へ寄附をする場合には個別制限がなく、総枠制限が限度となります。
2 ※印については、金銭等による寄附は選挙運動に関するもの以外禁止されます（限度額には、物品等を含む。）。
3 政治資金団体に対する寄附又は政治資金団体が行う寄附（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付による寄附を除く。）は、預貯金等の口座への振込又は振替に限られます。
4 資金管理団体の届出をした公職の候補者等が政党から受けた政治活動に関する寄附を自ら管理することなく、当該資金管理団体に対して寄附する場合（特定寄附）、制限はありません。
5 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限はありません。
6 公職の候補者等の後援団体は、選挙区内にあるものに対して寄附することは原則として禁止されています。ただし、当該団体が後援する公職の候補者等、政党その他の政治団体への寄附はできます。また、後援団体の設立目的による行事又は事業に関する寄附も可能です。（一定期間（任期満了前の 90 日間等）を除く。） ※花輪・供花・香典・祝儀等の類は、禁止

- (1) 政 党（規正法 3 条②）
政党とは次のいずれかの要件に該当する政治団体をいいます。
① 国会議員を 5 人以上有するもの。
② 前回の衆議院議員選挙、前回又は前々回の参議院議員選挙のいずれかの選挙で全国を通じ、有効投票の 2% 以上を獲得したもの。

- (2) 政治資金団体（政党が指定した団体）（規正法 5 条①Ⅱ、同法 6 条の 2①）
政治資金団体とは、政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が当該政党の政治資金団体として指定し、総務大臣へ届け出た団体をいいます。一政党につき一団体に限られます。

- (3) 資金管理団体（公職の候補者等が指定した政治団体）（規正法 19 条①）
資金管理団体とは、公職の候補者等のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として公職の候補者等自身が指定したものをいいます。公職の候補者等一人につき一団体に限られ、その代表者は指定者自身であることが必要です。

※ 公職の候補者等とは、公職にある者、公職の候補者及び公職の候補者となろうとする者をいいます（規正法 3 条④）。

1 政党・その他の政治団体への寄附

(1) 個人がする寄附

個人は、政党・政治資金団体へA枠（総枠制限）の範囲内で寄附ができます。また、その他の政治団体へはB枠（総枠制限）の範囲内で、一つの政治団体に対して年間150万円（個別制限）まで寄附することができます（規正法21条の3①I、③、同法22条②）

ただし、公職の候補者等自身が自らの資金管理団体に寄附をする場合は、B枠（総枠制限）の範囲内で、個別制限はありません（規正法22条③）。

(2) 会社・労働組合・その他の団体等（政治団体を除く。）がする寄附

会社・労働組合・その他の団体等（政治団体を除く。）は、政党・政治資金団体へA枠（総枠制限）の範囲内で寄附ができます（規正法21条の3①II～IV、②）。

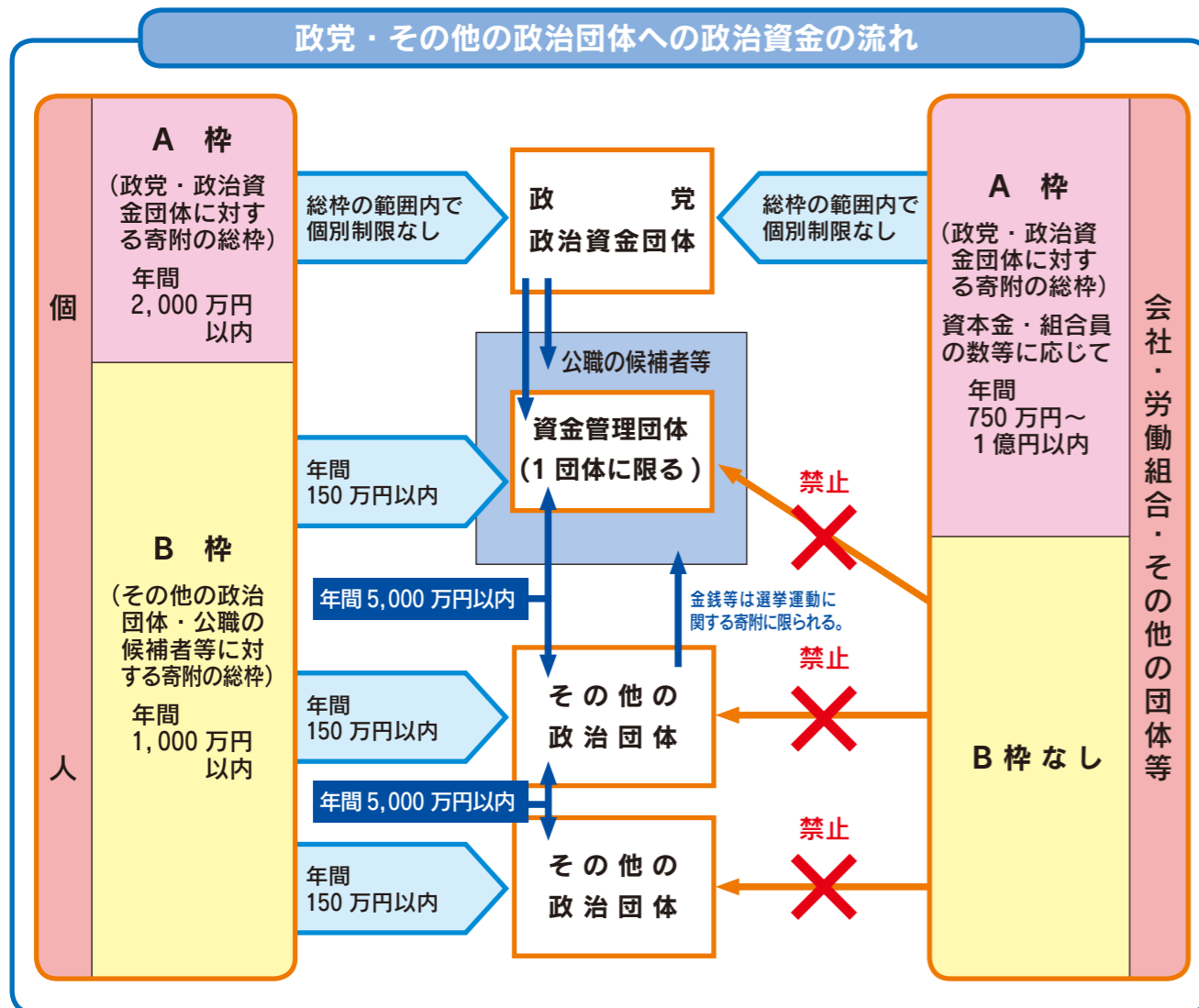
しかし、その他の政治団体（資金管理団体を含む。）及び公職の候補者等に対しては、一切寄附ができません（規正法21条①）。

(3) 政党・政治資金団体及びその他の政治団体がする寄附

政党・政治資金団体及びその他の政治団体がする寄附には原則制限がありませんが、個々の政治団体間（政党・政治資金団体を除く。）でされる寄附は、年間5,000万円以内に制限されます（規正法22条①）。

なお、1,000円を超える寄附を政治資金団体がする場合、又は政治資金団体が受ける場合においては、預貯金口座への振込による方法に限られます（規正法22条の6の2）。

これらの説明を図に表すと、以下のようになります。



2 公職の候補者等個人への寄附

(1) 個人がする寄附

個人が政治活動のために寄附ができるのは、B枠（総枠制限）の範囲内で、かつ1人の公職の候補者等、1つの政治団体に対して年間150万円以内（個別制限）が限度です。ただし、公職の候補者等へ金銭等（現金及び有価証券）を寄附することは、選挙運動に関するものを除き禁止されています（規正法21条の2①、同法21条の3③、同法22条②）。

(2) 会社・労働組合及びその他の団体等（政治団体を除く。）がする寄附

会社・労働組合及びその他の団体等は、公職の候補者等個人の政治活動に関する寄附ができません（規正法21条①）。

(3) 政党（支部）がする寄附

政党（支部）が、公職の候補者等の政治活動に関する寄附（選挙運動を含む。）をする場合には制限がありません（規正法21条の2②）。

(4) 政党（支部）以外の政治団体（資金管理団体を含む。）がする寄附

政党（支部）以外の政治団体が、公職の候補者等へ金銭等（現金及び有価証券）を寄附することは、選挙運動に関するものを除き禁止されています（規正法21条の2①）。

これらの説明を図に表すと、以下のようになります。

